

資 料 編

資料－1 大気汚染に係る環境基準等

[本編 p. 34 参照]

【環境基準】

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)
(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

物 質	環 境 基 準
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

物 質	環 境 基 準
ベンゼン	年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。

【名古屋市の大気汚染に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

物 質 名	二酸化窒素 (N O ₂)	浮遊粒子状物質 (S P M)	光化学オキシダント	ベンゼン
環境目標値	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間 値 が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	年 平 均 値 が 3 μ g / m ³ 以下であること。
地 域	名古屋市の全域			

資料－2 騒音に係る環境基準

[本編 p. 34 参照]

【騒音に係る環境基準】

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)
(平成 11 年愛知県告示第 261 号)

地域の 類型・区分		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域	
		地域の類型			地域の区分	
		A A	A 及び B	C	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域
基 準 値	昼 間	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下	60 デシベル 以下	65 デシベル 以下
	夜 間	40 デシベル 以下	45 デシベル 以下	50 デシベル 以下	55 デシベル 以下	60 デシベル 以下
備 考		地域の類型 A A : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域 B : 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域 C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 時間区分 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで				

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	昼 間	70 デシベル以下
	夜 間	65 デシベル以下
備 考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

【人の健康の保護に関する環境基準】

項目	基準値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふつ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

【生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））】

(i)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (B O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌群数
A A	水道 1 級・自然 環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道 2 級・水産 1 級・水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
B	水道 3 級・水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN/100ml 以下
C	水産 3 級・工業 用水 1 級及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
D	工業用水 2 級・ 農業用水及び E の欄に掲げるも の	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
E	工業用水 3 級・ 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/l 以上	—

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/l 以上とする。
 3 省略。
 4 省略。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<水域類型の指定>

水 域	該当類型
堀川（全域）	D

出典)「平成 19 年版 名古屋市環境白書」(名古屋市, 平成 19 年)

(ii)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値	該当水域
		全 亜 鉛	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特 B	生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふつ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

(1) 水の安全性に関する項目 (全市域)

項目名	目標値
カドミウム	0.01 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02 mg/ℓ 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふつ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下

注) 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) 水質汚濁に関する項目

水 域		河 川		
区 分		☆☆☆	☆☆	☆
親水のイメージ		川に入っての遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる
水質目標値	水素イオン濃度 (p H)		6.5 以上 8.5 以下	
	生物化学的酸素要求量 (B O D)	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	8 mg/ℓ 以下
	浮遊物質量 (S S)	10 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	20 mg/ℓ 以下
	溶存酸素量 (D O)		5 mg/ℓ 以上	3 mg/ℓ 以上
	ふん便性大腸菌群数	1000 個/100ml 以下		
親しみやすい指標	透視度 (cm)	70 以上	50 以上	30 以上
	水のにおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。
	水の色	異常な着色のこと。		
	水量	流れのあること。		
	ごみ	ごみのこと。		
生物指標	淡水域	アユ モロコ類 ヒラタカゲロウ類 ハグロトンボ	カマツカ オイカワ コカゲロウ類 シマトビケラ類	フナ類 イトトンボ類 ミズムシ(甲殻類) ヒル類
	汽水域		マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ	フジツボ類

注) 1: 水質目標値は、日間平均値とする。

2: BOD の年間評価については、75%水質値によるものとする。

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

水域	区分	親水のイメージ	地 域
河 川	☆ ☆ ☆	川に入って遊びが楽しめる	荒子川上流部(境橋から上流の水域に限る。)、堀川上流部(猿投橋から上流の水域に限る。)、山崎川上流部(新瑞橋から上流の水域に限る。)、庄内川上流部(松川橋から上流の水域に限る。)、及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
	☆ ☆	水際での遊びが楽しめる	堀川中流部(猿投橋から松重橋の水域に限る。)、天白川(全域)、植田川(全域)、扇川(全域)、庄内川下流部(松川橋から下流の水域に限る。)、新川上流部(平田橋から上流の水域に限る。)、及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部(境橋から下流の水域に限る。)、中川運河(全域)、堀川下流部(松重橋から下流の水域に限る。)、新堀川(全域)、山崎川下流部(新瑞橋から下流の水域に限る。)、矢田川(全域)、香流川(全域)、新川下流部(平田橋から下流の水域に限る。)、戸田川(全域)、福田川(全域)、鞍流瀬川(全域)、及びこれらに流入する公共用水域(ため池を除く。)

資料－4 土壌の汚染に係る環境基準

[本編 p. 34 参照]

【土壌の汚染に係る環境基準】

(平成3年環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。

備考 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3 「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表に記載されてある測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

資料－5 ダイオキシン類に係る環境基準

[本編 p. 34 参照]

【ダイオキシン類に係る環境基準】

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/ℓ 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g 以下

備 考

1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

【大気汚染防止法】及び【愛知県生活環境保全条例】

(大気汚染防止法施行令 昭和 43 年政令第 329 号)
 (大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)
 (愛知県生活環境保全条例施行細則)

(1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設	大気汚染防止法	愛知県生活環境保全条例
ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	伝熱面積が 10 m ² 以上 又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 500 /時以上	伝熱面積が 8 m ² 以上

(2) 硫黄酸化物の規制

1) 排出基準 (K 値規制)

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q : 硫黄酸化物の量 (単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した m³/時)

K : 大気汚染防止法施行規則第 3 条及び愛知県生活環境保全条例施行規則第 9 条で定められた値

(大気汚染防止法施行令第 5 条、同法施行規則第 3 条、
愛知県生活環境保全条例施行規則第 9 条別表第 6)

地 域	大気汚染防止法 (S49. 4. 1~)	愛知県生活環境保全条例 (S49. 9. 30~)
名古屋市	1.17	1.17

H e : 以下に規定する方法により補正された排出口の高さ (単位 メートル)

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、H e、H o、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H e : 補正された排出口の高さ (単位 メートル)

H o : 排出口の実高さ (単位 メートル)

Q : 温度十五度における排出ガス量 (単位 立方メートル毎秒)

V : 排出ガスの排出速度 (単位 メートル毎秒)

T : 排出ガスの温度 (単位 絶対温度)

2) 総量の規制

項目	大気汚染防止法（総量規制）	愛知県生活環境保全条例（総排出量規制）
対象 工場等	特定工場等 全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設(注 参照)を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが500ℓ /時以上の工場・事業場	大気指定工場等 1. 大気指定施設 ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く：伝熱面積10m ² 以上)の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計が重油に換算した量が500 ℓ /時以上の工場等
基準式	特定工場等の新設、既設の特定工場等の施設の設置等 $Q = a W^{0.95} + r a' \left\{ (W + W_i)^{0.95} - W^{0.95} \right\}$ $Q : \text{硫黄酸化物の排出許容量(m}^3/\text{N/h)}$ $W : 51 \text{年}3 \text{月}31 \text{日}(小型ボイラー(伝熱面積が}10\text{m}^2\text{未満のもの。以下同じ。)は、60 \text{年}9 \text{月}9 \text{日、ガスタービン、ディーゼル機関は、63 \text{年}1 \text{月}31 \text{日、ガス機関、ガソリン機関は}3 \text{年}1 \text{月}31 \text{日})以前に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値(ℓ /h)}$ $W_i : 51 \text{年}4 \text{月}1 \text{日}(小型ボイラーは、60 \text{年}9 \text{月}10 \text{日、ガスタービン、ディーゼル機関は、63 \text{年}2 \text{月}1 \text{日、ガス機関、ガソリン機関は}3 \text{年}2 \text{月}1 \text{日})以後に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値(ℓ /h)$ $a, a', r : \text{定数}$ $a : 2.17 \times 10^{-3}, a' : 2.17 \times 10^{-3}$ $r : 1/3$	大気指定工場等の新設 $Q = R_3 \left\{ 0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q'' \right\}$ $Q : \text{硫黄酸化物の排出許容量(m}^3/\text{N/h)}$ $W_1 : 49 \text{年}9 \text{月}29 \text{日現在の大気指定施設の燃焼能力の合計値(ℓ /h)}$ $W_2 : \text{大気指定施設の燃焼能力の合計値(ℓ /h)}$ $a, b, R_1, R_2, R_3, \alpha S_1, \alpha S_2, \alpha S_3, : \text{定数 (注参照)}$

注) 県条例に基づく総量規制の定数一覧

R_1	R_2	R_3	R_4
0	1.0	1.0	0.31

αS_1	αS_2	αS_3
$\frac{0.771 - 0.027 \log y_1}{100}$	$\frac{0.432 - 0.035 \log y_1}{100}$	$\frac{0.144 - 0.012 \log y_2}{100}$

$$y_1 = a W_1 + b, \quad y_2 = |(a W_2 + b) - (a W_1 + b)|$$

大気指定工場等における大気指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間あたりリットル)	a	b
500 以上 1,000 未満	0.643	16
1,000 以上 5,000 未満	0.743	-84
5,000 以上 10,000 未満	0.606	620
10,000 以上	0.861	-1,930

3) ばいじんの規制

(大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)

施設名	規模(万 m ³ N/h)	g/m ³ N
ボイラー	4 以上	0.03
ガスの専焼	4 未満	0.05

(大気汚染防止法第四条第一項に基づく排出基準を定める条例 昭和 48 年愛知県条例第 4 号)

施設の種類	施設の規模 (万 m ³ N/h)	許容濃度 (g/m ³ N)
ボイラー 重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く）又はガスを専焼させるもの	20 以上	0.05
	4~20	0.10
	4 未満	0.20

(愛知県生活環境保全条例施行細則)

施設の種類	g/m ³ N
ボイラー 重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く）又はガスを専焼させるもの	0.20

4) 窒素酸化物

(大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)

施設名	規模(万 m ³ N/h)	cm ³
ボイラー ガスの専焼	50 以上	60
	4~50	100
	1~4	130
	1 未満	150

【名古屋市環境保全条例】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

窒素酸化物排出施設

1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く）	日本工業規格 B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 8 m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
---	---	--

規制基準

$$Q = 3.705 \times \{ \Sigma (C_1 \cdot F_1) + \Sigma (C_2 \cdot F_2) \}^{0.94}$$

Q : 工場等から排出が許容される窒素酸化物の量 (NO₂ の換算 g/時)

F₁、F₂ : 窒素酸化物排出施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を重油の量へ換算したもの (①燃原料の量×②換算係数)

C₁、C₂ : 下表参照

詳細区分		C ₁	C ₂
1	重油の量に換算した燃焼能力が 4,000 以上	0.70	0.60
2	液体燃料（液化石油ガスを除く）の専焼（1 項を除く）	0.90	0.80
3	C 重油を燃焼（1 項を除く）	1.30	1.10
4	固体燃料（石炭除く）を燃焼させるもの（1 項を除く）	1.60	1.30
5	前各項に掲げるものを除く	1.00	0.85

注 主たる熱源が電気であるものにあっては、C₁ の値は 1.00、C₂ の値は 0.95 とする。

資料－7 騒音に係る規制

[本編 p. 34 参照]

【騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

地域の区分	時間の区分	単位 : dB		
		昼 間 8 時～19 時	朝・夕 6 時～8 時 19 時～22 時	夜 間 22 時～ 翌日 6 時
第 1 種低層住居専用地域				
第 2 種低層住居専用地域		45	40	40
第 1 種中高層住居専用地域				
第 2 種中高層住居専用地域				
第 1 種住居地域				
第 2 種住居地域		50	45	40
準住居地域				
近隣商業地域				
商業地域		65	60	50
準工業地域				
都市計画区域で用途地域の定められていない地域		60	55	50
工業地域		70	65	60
工業専用地域		75	75	70

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業】

(騒音規制法施行令 昭和 43 年政令第 324 号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	騒音規制法	名古屋市環境保全条例
1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーナーと併用する作業を除く。）	○	○
2 びょう打機を使用する作業	○	○
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）	○	○
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○	○
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6 バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
7 トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
8 ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
9 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鋼球を使用して解体し、又は破壊する作業		○
10 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		○
11 コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）		○
12 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械にあっては原動機として最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業		○
13 ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		○

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和43年厚生省・建設省告示第1号)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

規制の種別	地域の区分	基 準 等
基準値	①②③	85dB を超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2: 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域
イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域 (①地域のイの区域を除く。)

③地域：工業専用地域 (①地域のイの区域を除く。)

【騒音規制法第17条第1項に基づく自動車騒音の限度】

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
平成12年総理府令第15号)

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音
の限度を定める総理府令による区域の区分 平成12年名古屋市告示第191号)

単位 : dB

区域の区分	昼 間	夜 間
	6時～22時	22時～翌日6時
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70	65
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

注) 1: 区域の区分

a 区域 : 第一種低層住居専用地域

第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

b 区域 : 第一種住居地域

第二種住居地域

準住居地域

都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域 : 近隣商業地域

商業地域

準工業地域

工業地域

2: 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20mの範囲については、昼間 75dB、夜間 70dB とする。

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

①高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

②一般自動車道であつて「都市計画法施行規則」（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に定める自動車専用道路

【振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

地域の区分	時間の区分	
	昼 間 7時～20時	夜 間 20時～翌日7時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	60	55
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70

【振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に伴う振動の基準】

(振動規制法施行令 昭和 51 年政令第 280 号)
 (振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)
 (名古屋市環境保全条例施行細則)

特定建設作業の種類	振動規制法	名古屋市環境保全条例
1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	○	○
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	○
3 舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	○	○
4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	○	○
規制の種別	地域の区分	基 準 等
基準値	①②③	75dBを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内であること
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内であること
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注) 1: 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2: 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を*欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

①地域: ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

②地域: 工業地域 (①地域のイの区域を除く。)

③地域: 工業専用地域 (①地域のイの区域を除く。)

【振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度】

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)
 (振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく区域の区分及び時間の指定
 昭和 61 年名古屋市告示第 113 号)

単位 : dB

区域の区分	該当地域	昼 間	夜 間
		7 時～20 時	20 時～翌日 7 時
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65	60
第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 都市計画区域で用途地域の定め られていない地域	70	65

資料－9 地盤に係る規制

[本編 p. 35 参照]

【揚水設備に係る許可の基準（愛知県生活環境保全条例、名古屋市環境保全条例）】

(愛知県生活環境保全条例施行細則)
(名古屋市環境保全条例施行細則)

ストレーナーの位置	10m以浅
吐出口断面積	19cm ² 以下
揚水機の定格出力	2.2kw以下
揚水量	350m ³ /日以下

注) なお、名古屋市環境保全条例では地下水のゆう出を伴う掘削工事において、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が78cm²を超える場合に、届出が必要となっている。

【建築基準法】

(別表第4)

(建築基準法 昭和25年法律第201号)

(い)	(ろ)	(は)	(に)		
	地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲における日影時間
1	第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5メートル	(1) 3時間(道の区域内にあつては、2時間)	2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2) 4時間(道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(3) 5時間(道の区域内にあつては、4時間)	3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)
2	第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル又は6.5メートル	(1) 3時間(道の区域内にあつては、2時間)	2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2) 4時間(道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(3) 5時間(道の区域内にあつては、4時間)	3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)
3	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル又は6.5メートル	(1) 4時間(道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(2) 5時間(道の区域内にあつては、4時間)	3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)
4	用途地域の指定のない区域	イ 軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5メートル	(1) 3時間(道の区域内にあつては、2時間)	2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
		(2) 4時間(道の区域内にあつては、3時間)		2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)	
		(3) 5時間(道の区域内にあつては、4時間)		3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)	
		ロ 高さが10メートルを超える建築物	4メートル	(1) 3時間(道の区域内にあつては、2時間)	2時間(道の区域内にあつては、1.5時間)
				(2) 4時間(道の区域内にあつては、3時間)	2.5時間(道の区域内にあつては、2時間)
				(3) 5時間(道の区域内にあつては、4時間)	3時間(道の区域内にあつては、2.5時間)

【名古屋市中高層建築物日影規制条例】

(名古屋市中高層建築物日影規制条例 昭和 52 年条例第 58 号)

対象区域	建築基準法別表 第 4 (ろ) 欄の 4 の項イ又はロ	平均地盤面から の高さ	建築基準法別表 第 4 (に) 欄の号
第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種 低層住居専用地域			(1)
第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域		4 メートル	(1)
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又 は準住居地域		4 メートル	(1)
近隣商業地域又は準工業地域		4 メートル	(2)
用途地域の指定のない区域のうち法 第 52 条第 1 項第 6 号の規定により 建築物の容積率が 10 分の 10 と定め られた区域	イ		(1)
用途地域の指定のない区域のうち法 第 52 条第 1 項第 6 号の規定により建 築物の容積率が 10 分の 20 と定めら れた区域	ロ		(2)

注) 別表第 4 は前頁の表に示すとおりである。

【名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例】

(名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例
平成 11 年名古屋市条例第 40 号)

中高層建築物

項番号	地域又は区域	建築物
1	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物
2	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(3 項に掲げるものを除く。)、準工業地域又は用途地域の指定のない区域	高さが 10 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物
3	近隣商業地域(都市計画において、建築物の容積率が 10 分の 40 と定められたものに限る。)又は商業地域(都市計画において、容積率が 10 分の 40 と定められた地域のうち防火地域と定められていないものに限る。)	(1) 高さが 15 メートルを超える建築物(次号に掲げるものを除く。) (2) 高さが 10 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物のうち、冬至日の真太陽時による午前 9 時から午後 3 時までの間において、1 項又は 2 項左欄に掲げる地域又は区域内の法第 56 条の 2 第 1 項の水平面に日影を生じさせるもの
4	商業地域(3 項に掲げるものを除く。)又は工業地域	(1) 3 項右欄第 1 号に掲げる建築物 (2) 3 項右欄第 2 号に掲げる建築物
5	工業専用地域	3 項右欄第 2 号に掲げる建築物

備考

- 1 建築物を増築する場合においては、高さ及び階数の算定方法は、当該増築に係る部分の建築物の高さ及び階数による。
- 2 建築物が、この表左欄に掲げる地域又は区域の 2 以上にわたる場合においては、右欄中「建築物」とあるのは「建築物の部分」とする。

【緑のまちづくり条例（一部抜粋）】

（緑のまちづくり条例 平成 17 年名古屋市条例第 39 号）

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第 23 条 都市緑地法施行令（昭和 49 年政令第 3 号）第 9 条ただし書に規定する緑化率（法第 34 条第 2 項に規定する緑化率をいう。以下同じ。）の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 1 項の規定による建築物の建ぺい率（同項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。）の最高限度（高層住居誘導地区（都市計画法第 8 条第 1 項第 2 号の 4 に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。）、高度利用地区（同項第 3 号に掲げる高度利用地区をいう。）又は都市再生特別地区（同項第 4 号の 2 に掲げる都市再生特別地区をいう。）の区域内にあっては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度。以下「建ぺい率の最高限度」という。）が 10 分の 6 以下の区域内にあっては、300 平方メートル。ただし、建築基準法第 53 条第 3 項又は第 4 項の規定により建ぺい率の最高限度が 10 分の 6 を超える建築物の敷地の区域にあっては、500 平方メートル。
- (2) 建ぺい率の最高限度が 10 分の 6 を超える区域内にあっては、500 平方メートル。

（条例による緑化率の規制）

第 26 条 次の各号に掲げる建築物（敷地面積が 500 平方メートル未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を 10 分の 1 以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- (1) 建ぺい率の最高限度が 10 分の 8 を超える建築物
 - (2) 建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築物
- 2 都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物（敷地面積が 1,000 平方メートル未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、

当該建築物の緑化率を 10 分の 2 以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- 3 前 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。
 - (1) その敷地の周囲に広い緑地を有し、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないもの
 - (2) その用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの
- 4 市長は、第 1 項又は第 2 項に規定する建築物が、これらの規定に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を認証するものとする。
- 5 第 1 項又は第 2 項の規定が適用される場合においては、法第 40 条並びにこの条例第 23 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び前 3 条の規定を準用する。

【緑化地域制度 申請の手引き（一部抜粋）】

(平成 20 年名古屋市)

(適用除外対象物件)

都市緑地法では、

- ①建築物の敷地の周囲に十分な緑地が確保できていると考えられるもの
(法第 35 条第 3 項第 1 号)
- ②建築用途により緑化率の最低限度を満たすことが困難であるもの
(法第 35 条第 3 項第 2 号)
- ③敷地形状により緑化率の最低限度を満たすことが困難であるもの
(法第 35 条第 3 項第 3 号)

については、市長がやむを得ないと認めて許可した場合に限り緑化率の最低限度の適用を除外することができると定めています。その際ににおいても、名古屋市では、可能な範囲で緑化がなされるよう一定の条件を付します。なお、本許可及び許可に付する条件についても建築基準関係規定とみなされます。

①には都市公園法に規定する公園施設や占用の許可を受けた建築物が該当します。

適用除外の許可条件については、事例ごとに判断します。

②には、学校や工場などが該当します。これらの敷地内に、緑化が困難であり敷地面積から除外することが適当な物件(除外物件)があるために緑化率の最低限度を満たすことができない場合は、敷地全体から除外物件の水平投影面積を控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率の最低限度を満たさなければなりません。

対象となる建築用途と除外物件は以下のとおりです。

建築用途	除外物件(法令で離隔エリアが定められている場合はその面積も含む)
学校	<ul style="list-style-type: none">・グラウンド・屋外プール
工場等	<ul style="list-style-type: none">・軌道敷・煙突、パイプラック、廃棄物処理施設、クレーン、変電施設などの固定設備・高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造所など・ガス事業法に規定するガス工作物など・消防法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に規定する危険物貯蔵所など・港湾法に規定する外郭施設
交通関連施設	<ul style="list-style-type: none">・鉄道事業法に規定する軌道など・軌道法に規定する軌道など・道路法に規定する一般交通の用に供する道や道路付属物など

③には、地山状態の高低差 5 m以上かつ勾配 30° 以上で、工事により手を加えない崖地が該当します。

敷地内に当該崖地があるために規定の緑化率の最低限度を満たすことができない場合は、敷地全体から当該崖地の水平投影面積を除外した残りの敷地面積に対して規定の緑化率の最低限度を満たさなければなりません。ただし、工事により形状が変化したり擁壁を設置する場合や、当該崖地の既存樹木を緑化施設の面積に計上する場合は、適用除外とすることはできません。

なお、適用除外については許可の条件を個別に判断しますので、必ず事前にご相談下さい。

資料-12 ささしまライブ 24 地区内の気象・大気質測定結果及び相関関係の検証

[本編 p. 46、48、49、50 参照]

ささしまライブ 24 地区内で平成 20 年 12 月 3 日から北地区事業者と共同で気象・大気質の調査を行った。また、その結果と名古屋地方気象台及び一般環境大気測定期局（中村保健所）との相関関係の検証を行った。

それらの内容は以下のとおりである。

1. 調査方法

風向風速の調査は、下表に示すとおり「地上気象観測指針」（気象庁、平成 14 年）に規定する方法に準拠して実施した。

浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の調査は、下表に示すとおり「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に規定する方法に準拠して実施した。

気象、大気質の調査方法

観測項目	観測方法	基準法	表示値	観測位置
風 向	尾翼一制御シンクロ	「地上気象観測指針」（気象庁、平成 14 年）に規定する方法	移動平均値 (10 分間)	地上 10.0m
風 速	プロペラーパルス	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に規定する方法	1 時間値	地上 3.0m
浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法に基づく自動計測器（JIS B 7954）による連続測定	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に規定する方法		
二酸化窒素	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法に基づく自動計測器（JIS B 7953）による連続測定	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に規定する方法		地上 1.5m

2. 本調査結果及び検証結果

本調査結果は次ページ以降に示すとおりである。

本調査結果と名古屋地方気象台及び中村保健所との間には強い相関関係にある事が分かった。

よって、予測計算を行う時に用いる気象条件や大気質のバックグラウンド濃度は、名古屋地方気象台及び中村保健所の既存資料を収集する事によって求めることにする。

【気象調査結果（風向）】

調査地点：ささしまライブ24

風向 [16方位]

月日 時	12/3 (水)	12/4 (木)	12/5 (金)	12/6 (土)	12/7 (日)	12/8 (月)	12/9 (火)	12/10 (水)	最多風向	観測数
1	WNW	E	NW	WNW	NW	NNE	NNE	N	NW	8
2	E	NNE	E	W	WSW	WNW	W	N	W	8
3	NE	WNW	NNW	NW	WNW	N	N	N	N	8
4	SSW	W	NW	WNW	WNW	NE	NW	N	WNW	8
5	SSW	WNW	WNW	NW	NNW	WNW	NNW	N	WNW	8
6	WNW	NW	ENE	WNW	N	NNW	NNW	NNW	NNW	8
7	W	W	WNW	NNW	N	W	NNE	NNW	W	8
8	WNW	N	calm	WNW	ENE	NW	WNW	NNW	WNW	8
9	NNW	WNW	SE	NW	NW	N	N	NNW	NNW	8
10	WNW	N	WNW	WNW	NW	NNW	NNW	NNW	NNW	8
11	NW	W	WNW	WNW	N	NW	N	NW	NW	8
12	NNW	SW	NW	WNW	NW	SSE	NNW	NNW	NNW	8
13	NNW	calm	N	WNW	N	SW	NNW	WNW	N	8
14	NW	S	NNW	WNW	NNW	WSW	calm	WNW	NNW	8
15	NW	WSW	NW	WNW	N	WSW	N	WNW	NW	8
16	NW	WSW	NNW	NW	NW	SW	N	NW	NW	8
17	WNW	SSW	N	WNW	NW	NNW	N	WNW	WNW	8
18	WNW	N	NW	N	WNW	NW	N	NW	NW	8
19	N	E	NNW	NNW	WNW	NNE	N	NNW	NNW	8
20	N	E	WNW	N	W	NNW	NNW	NNW	NNW	8
21	NNW	S	WNW	WNW	NW	WNW	NNW	NNW	NNW	8
22	NE	WNW	WNW	N	NW	WNW	NE	N	WNW	8
23	W	W	NNW	NW	WNW	W	N	ENE	W	8
24	NE	W	NW	WNW	calm	NW	NE	NNW	NW	8
最多風向	WNW	W	WNW	WNW	NW	NW	N	NNW	WNW	
観測数	24	24	24	24	24	24	24	24		192

(注) calmは0.4m/s以下を示す。

【気象調査結果（風速）】

調査地点：さしまライブ24

風速 [m/s]

月日 時	12/3 (水)	12/4 (木)	12/5 (金)	12/6 (土)	12/7 (日)	12/8 (月)	12/9 (火)	12/10 (水)	平均値	最高値	最低値	観測数
1	0.8	2.0	1.1	3.5	1.7	1.4	1.7	2.5	1.8	3.5	0.8	8
2	2.2	0.6	1.1	3.5	2.5	1.5	1.1	3.8	2.0	3.8	0.6	8
3	2.7	1.5	0.5	3.3	1.0	2.2	1.4	2.2	1.9	3.3	0.5	8
4	0.7	1.3	1.1	5.0	1.1	1.2	1.1	2.5	1.8	5.0	0.7	8
5	0.7	1.4	1.8	4.3	2.6	1.5	2.4	3.2	2.2	4.3	0.7	8
6	1.5	0.7	0.7	3.2	2.1	2.0	1.1	1.9	1.7	3.2	0.7	8
7	0.5	1.4	1.6	2.0	1.6	1.6	2.4	1.5	1.6	2.4	0.5	8
8	0.9	1.6	0.4	5.1	2.0	1.0	1.9	1.6	1.8	5.1	0.4	8
9	1.6	1.5	0.7	3.7	1.6	2.8	2.1	1.8	2.0	3.7	0.7	8
10	1.7	1.0	2.8	5.1	1.2	1.5	2.8	3.9	2.5	5.1	1.0	8
11	2.5	1.7	4.8	3.9	2.8	1.2	2.5	2.9	2.8	4.8	1.2	8
12	1.9	0.9	3.7	6.1	2.5	1.1	0.6	4.0	2.6	6.1	0.6	8
13	2.0	0.4	3.1	7.4	2.8	1.8	1.3	3.3	2.8	7.4	0.4	8
14	1.7	1.1	2.9	5.0	2.8	1.8	0.0	3.9	2.4	5.0	0.0	8
15	2.4	1.1	1.5	3.9	2.8	1.3	1.3	3.2	2.2	3.9	1.1	8
16	1.8	1.6	2.7	3.3	1.4	1.0	2.1	2.9	2.1	3.3	1.0	8
17	1.8	1.2	2.9	3.0	1.0	1.3	3.5	4.0	2.3	4.0	1.0	8
18	1.7	1.1	3.4	3.3	1.4	1.2	3.6	2.8	2.3	3.6	1.1	8
19	1.9	1.5	2.3	2.3	1.8	0.9	2.2	2.2	1.9	2.3	0.9	8
20	3.1	1.6	4.4	1.4	1.2	1.0	1.5	1.7	2.0	4.4	1.0	8
21	2.8	0.7	3.7	1.2	1.0	1.0	2.7	1.6	1.8	3.7	0.7	8
22	2.7	0.8	3.4	0.9	0.9	1.4	1.6	2.6	1.8	3.4	0.8	8
23	1.0	1.0	1.9	1.4	1.3	1.1	1.1	2.1	1.4	2.1	1.0	8
24	1.1	2.7	1.5	1.8	0.2	1.2	2.3	1.0	1.5	2.7	0.2	8
平均値	1.7	1.3	2.3	3.5	1.7	1.4	1.8	2.6	2.0	3.5	1.3	
最高値	3.1	2.7	4.8	7.4	2.8	2.8	3.6	4.0		7.4		
最低値	0.5	0.4	0.4	0.9	0.2	0.9	0.0	1.0			0.0	
観測数	24	24	24	24	24	24	24	24				192

【大気質調査結果（浮遊粒子状物質）】

調査地点：さしまライブ24

浮遊粒子状物質 [mg/m³]

月日 時	12/3 (水)	12/4 (木)	12/5 (金)	12/6 (土)	12/7 (日)	12/8 (月)	12/9 (火)	12/10 (水)	平均値	最高値	最低値	測定数
1	0.036	0.048	0.142	0.008	0.001	0.023	0.048	0.012	0.040	0.142	0.001	8
2	0.032	0.052	0.080	0.012	0.001	0.042	0.029	0.015	0.033	0.080	0.001	8
3	0.027	0.049	0.048	0.006	0.003	0.019	0.034	0.013	0.025	0.049	0.003	8
4	0.030	0.039	0.047	0.003	0.004	0.019	0.033	0.016	0.024	0.047	0.003	8
5	0.036	0.043	0.054	0.009	0.003	0.018	0.028	0.014	0.026	0.054	0.003	8
6	0.032	0.039	0.054	0.007	0.001	0.031	0.016	0.021	0.025	0.054	0.001	8
7	0.044	0.056	0.059	—	0.004	0.009	0.013	0.024	0.030	0.059	0.004	7
8	0.039	0.041	0.059	—	0.001	0.011	0.025	0.015	0.027	0.059	0.001	7
9	0.012	0.023	0.068	—	0.002	0.006	0.023	0.012	0.021	0.068	0.002	7
10	0.025	0.026	0.084	—	0.000	0.007	0.025	0.017	0.026	0.084	0.000	7
11	0.031	0.027	0.072	—	0.007	0.006	0.030	0.025	0.028	0.072	0.006	7
12	0.020	0.029	0.025	—	0.020	0.013	0.016	0.026	0.021	0.029	0.013	7
13	0.023	0.032	0.010	0.002	0.005	0.005	0.030	0.026	0.017	0.032	0.002	8
14	0.015	0.040	0.000	0.003	0.001	0.013	0.027	0.043	0.018	0.043	0.000	8
15	0.015	0.058	0.008	0.005	0.007	0.020	0.034	0.044	0.024	0.058	0.005	8
16	0.028	0.066	0.004	0.000	0.026	0.020	0.046	0.045	0.029	0.066	0.000	8
17	0.033	0.085	0.002	0.015	0.007	0.019	0.050	0.059	0.034	0.085	0.002	8
18	0.042	0.099	0.000	0.010	0.009	0.023	0.040	0.067	0.036	0.099	0.000	8
19	0.034	0.101	0.001	0.010	0.022	0.027	0.030	0.066	0.036	0.101	0.001	8
20	0.037	0.081	0.006	0.021	0.032	0.038	0.030	0.072	0.040	0.081	0.006	8
21	0.033	0.085	0.008	0.010	0.046	0.094	0.033	0.071	0.048	0.094	0.008	8
22	0.046	0.099	0.013	0.016	0.034	0.102	0.036	0.061	0.051	0.102	0.013	8
23	0.038	0.105	0.016	0.005	0.023	0.100	0.020	0.053	0.045	0.105	0.005	8
24	0.066	0.125	0.014	0.004	0.025	0.063	0.019	0.062	0.047	0.125	0.004	8
平均値	0.032	0.060	0.036	0.008	0.012	0.030	0.030	0.037	0.031	0.060	0.008	
最高値	0.066	0.125	0.142	0.021	0.046	0.102	0.050	0.072		0.142		
最低値	0.012	0.023	0.000	0.000	0.000	0.005	0.013	0.012			0.000	
測定数	24	24	24	18	24	24	24	24				186

注) 表中の「—」は、浮遊粒子状物質自動計測器が故障し欠測になったことを示す。

【大気質調査結果（二酸化窒素）】

調査地点：さしまライブ24

二酸化窒素 [ppm]

月日 時	12/3 (水)	12/4 (木)	12/5 (金)	12/6 (土)	12/7 (日)	12/8 (月)	12/9 (火)	12/10 (水)	平均値	最高値	最低値	測定数
1	0.035	0.046	0.055	0.012	0.009	0.032	0.036	0.030	0.032	0.055	0.009	8
2	0.034	0.038	0.049	0.006	0.010	0.031	0.038	0.025	0.029	0.049	0.006	8
3	0.034	0.035	0.048	0.005	0.007	0.028	0.036	0.027	0.028	0.048	0.005	8
4	0.033	0.032	0.045	0.004	0.007	0.022	0.037	0.029	0.026	0.045	0.004	8
5	0.029	0.032	0.040	0.004	0.007	0.020	0.028	0.028	0.024	0.040	0.004	8
6	0.035	0.034	0.033	0.006	0.008	0.020	0.028	0.032	0.025	0.035	0.006	8
7	0.030	0.055	0.041	0.009	0.012	0.020	0.029	0.032	0.029	0.055	0.009	8
8	0.033	0.037	0.041	0.010	0.017	0.021	0.035	0.030	0.028	0.041	0.010	8
9	0.037	0.038	0.046	0.010	0.016	0.023	0.033	0.036	0.030	0.046	0.010	8
10	0.042	0.040	0.059	0.009	0.014	0.024	0.033	0.034	0.032	0.059	0.009	8
11	0.040	0.041	0.042	0.008	0.012	0.026	0.033	0.015	0.027	0.042	0.008	8
12	0.030	0.034	0.017	0.007	0.012	0.027	0.033	0.013	0.022	0.034	0.007	8
13	0.027	0.032	0.012	0.006	0.008	0.028	0.036	0.010	0.020	0.036	0.006	8
14	0.020	0.040	0.015	0.006	0.006	0.028	0.040	0.009	0.021	0.040	0.006	8
15	0.013	0.050	0.017	0.006	0.006	0.034	0.040	0.010	0.022	0.050	0.006	8
16	0.011	0.057	0.022	0.010	0.007	0.040	0.045	0.012	0.026	0.057	0.007	8
17	0.021	0.071	0.024	0.010	0.009	0.040	0.045	0.013	0.029	0.071	0.009	8
18	0.036	0.062	0.019	0.014	0.016	0.041	0.040	0.013	0.030	0.062	0.013	8
19	0.029	0.054	0.012	0.020	0.019	0.045	0.035	0.015	0.029	0.054	0.012	8
20	0.027	0.065	0.011	0.021	0.031	0.052	0.033	0.018	0.032	0.065	0.011	8
21	0.029	0.061	0.007	0.020	0.037	0.049	0.035	0.023	0.033	0.061	0.007	8
22	0.043	0.068	0.008	0.018	0.036	0.046	0.036	0.033	0.036	0.068	0.008	8
23	0.052	0.069	0.011	0.012	0.034	0.043	0.035	0.038	0.037	0.069	0.011	8
24	0.055	0.063	0.011	0.009	0.033	0.039	0.033	0.049	0.037	0.063	0.009	8
平均値	0.032	0.048	0.029	0.010	0.016	0.032	0.036	0.024	0.028	0.048	0.010	
最高値	0.055	0.071	0.059	0.021	0.037	0.052	0.045	0.049		0.071		
最低値	0.011	0.032	0.007	0.004	0.006	0.020	0.028	0.009			0.004	
測定数	24	24	24	24	24	24	24	24				192

【相関の検証】

1. 本調査結果（風向、風速）と名古屋地方気象台の相関の検証

本調査と同時刻の名古屋地方気象台のデータ（24時間×8日間=192個）を収集し、両地点のデータから下記に示す式により相関係数を算出した。

その結果、相関係数は0.865となり、強い相関関係^{注)}にあると言える。

$$r(V_A, V_B) \approx \frac{\sum |V_{Ai}| \cdot |V_{Bi}| \cos \theta_i}{\sum |V_{Ai}| \cdot |V_{Bi}|}$$

ここで、

r : 相関係数

$|V_{Ai}|$ 、 $|V_{Bi}|$: A 地点又はB 地点の風速の実測値、向きは風向

θ_i : $|V_{Ai}|$ 、 $|V_{Bi}|$ のなす角（両地点の風向の違い）

出典：「窒素酸化物総量規制マニュアル(新版)」(公害研究対策センター、平成12年)

注) 一般的に用いられている相関係数の指標は以下のとおりである。

0.0~0.2 ほとんど相関関係がない。

0.2~0.4 やや相関関係がある。

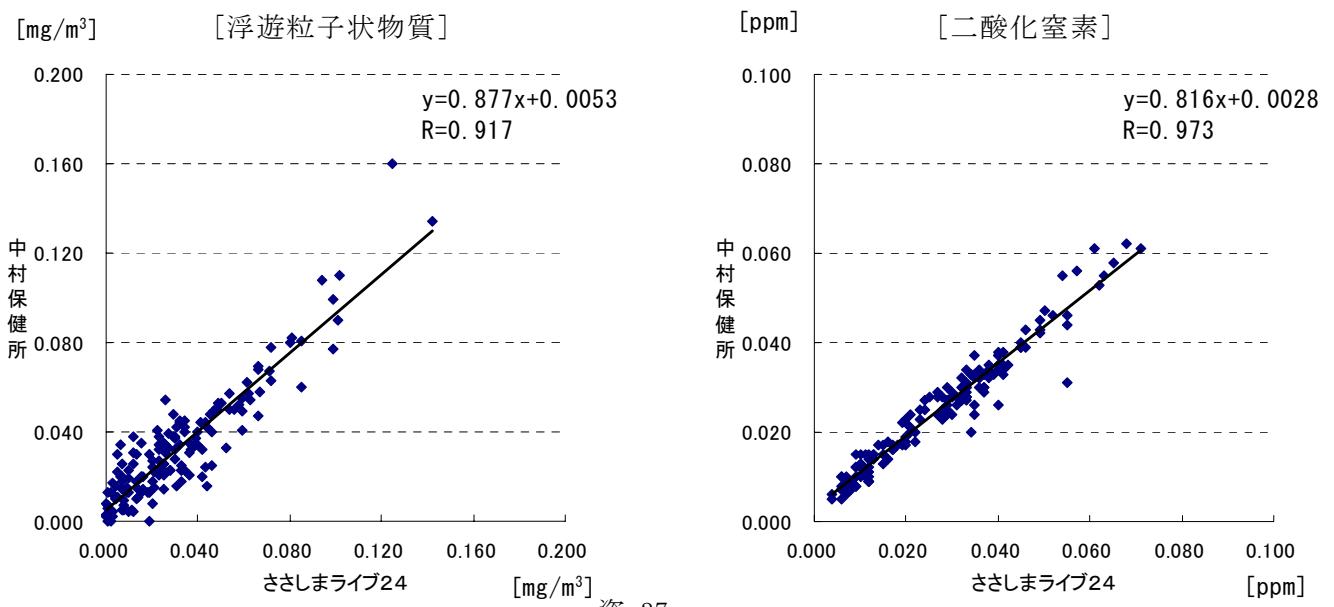
0.4~0.7 かなり相関関係がある。

0.7~1.0 強い相関関係がある。

2. 本調査結果（浮遊粒子状物質、二酸化窒素）と中村保健所の相関の検証

本調査と同時刻の中村保健所のデータ（浮遊粒子状物質：186個、二酸化窒素：192個）を収集し、両地点のデータから散布図、回帰式、相関係数（R）を算出した。

浮遊粒子状物質の相関係数は0.917、二酸化窒素の相関係数は0.973であり、どちらも強い相関関係にあると言える。



用語解說

【用語解説】

(あ 行)

影響要因

環境に影響を及ぼすおそれのある行為・要因。工事中の機械の稼働や車両の走行、工事完了後の施設の供用など。

SMW 工法

セメント溶液等の硬化溶液を原位置の土砂と混合させて、地中に土留め用及び止水用の連続壁を築造するものである。

オゾン層破壊物質

生物等にとって有害な波長領域の紫外線の大部分を吸収しているオゾン層を破壊する物質である。近年、大気中へ放出された特定物質が、オゾン層を著しく破壊し、生物等にとって有害な波長領域の紫外線の地表への照射量を増大させることにより、人の健康及び生態系への悪影響をもたらすことなどに加え、大気中のオゾンの分布を変化させることにより、大気の温度分布を変化させ、気候への重大な影響をもたらすことが懸念されている。「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（昭和 63 年法律第 53 号）では、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、臭化メチル、クロロフルオロカーボン（CFC）、その他 CFC、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、ハイドロブロモフルオロカーボン（HBFC）、ブロモクロロメタンが定められており、これらの物質の生産・輸出入の規制が順次進められ、HCFC を除き、日本では 2004 年末をもって生産等が全廃されている。

温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を大気中に蓄積するために、気温が上昇する現象を”温室効果”という。この赤外線を吸収する気体を、温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・政令で定めるハイドロフルオロカーボン類・政令で定めるパーフルオロカーボン類・六ふつ化硫黄の 6 種類について、排出の抑制などの施策を行うとしている。

名古屋市は、地球温暖化等の環境問題に対処していくため、地球環境保全のための行動計画「なごやアジェンダ 21」を平成 8 年に策定し、その後、具体的な削減目標を掲げた「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 13 年に、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 18 年に策定した。

(か 行)

環境要素

環境影響要因によって、影響を受ける可能性が考えられる項目。大気質、騒音、動物、生態系、電波障害など。

環境基準

「環境基本法」（平成5年法律第91号）第16条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。これは、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境騒音

ある観測点において観測されるあらゆる騒音源から、救急車のサイレン等のような特異音を除いた騒音をいう。

(さ 行)

時間率振動（騒音）レベル

振動（騒音）の評価方法の1つ。振動（騒音）があるレベル以上になっている時間が実測時間のX%を占める場合、そのレベルをX%時間率振動（騒音）レベルといい、 $L_{A,X,T}$ と表す。

地盤卓越振動数

対象車両の通過ごとに振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数をいう。

しゃへい 遮蔽障害

地上デジタル放送の場合、ビル等の建造物が送信アンテナ方向に建設されると、受信アンテナへ直接到来する電波（希望波）の一部が遮蔽されるため、電波の強度が低下して、受信できなくなる障害をいう。（アナログ波の場合の多重像（ゴースト）障害は発生しない。）

でんぱん 振動伝搬理論式

地盤を伝搬する振動は、幾何学的拡散に加え、地盤を形成する土質の粘性抵抗の影響を受けて減衰する。振動を予測する場合には、これらの要因を考慮した伝搬理論に基づく予測式を用いる。この式のことを振動伝搬理論式という。

振動レベル

物理的に測定した振動加速度に、振動感覚補正を加えてレベル表示したもので、単位としてはデシベル(dB)が用いられる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害振動計により測定した値である。

<振動レベルの目安>

90dB.....家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水は溢れ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の振動。人体に生理的影響が生じ始める。中震。

80dB.....家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度の振動。深い睡眠にも影響がある。弱震。

70dB.....大勢の人々に感じる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の振動。浅い睡眠に影響が出始める。軽震。

60dB.....静止している人々や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の振動。振動を感じ始めるが、ほとんど睡眠に影響はない。微震。

50dB.....人体に感じない程度で地震計に記録される程度の振動。無感。

騒音レベル

物理的に測定した騒音の強さ(圧力)に、周波数ごとに人間の感じ方を加味して補正を行ってレベル表示したものを、騒音レベル(A特性音圧レベル)といい、単位としてはデシベル(dB)が用いられる。通常、騒音計のA特性で測定した値である。

<騒音レベルの目安>

120dB.....飛行機のエンジン近く

110dB.....自動車のクラクション(前方2m)、リベット打ち

100dB.....電車が通るときのガード下

90dB.....大声による独唱、騒々しい工場の中

80dB.....電車の車内

70dB.....電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭

60dB.....静かな乗用車、普通の会話

50dB.....静かな事務所の中

40dB.....市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼

30dB.....郊外の深夜、ささやき声

20dB.....木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音(前方1m)

(た 行)

大気拡散モデル

発生源から排出された大気汚染物質がどのように大気中へ拡散するかを予測する方法。風速・風向等が一定の状態のもとで、煙源から連続的に排出された煙流の空間分布を予測するプルームモデルと煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊（パフ）の空間分布を予測するパフモデルを組合わせて予測する方法が一般的である。

地域冷暖房施設（DHC）

都市の増大するエネルギー需要に対してピークの平準化を行い、都市ガスと電気の組み合わせによるベストミックス方式を採用して NO_x や CO₂ の発生量を抑えた環境に優しい熱供給施設のこと。

地上デジタル放送

2003年12月1日から、関東・近畿・中京の3大広域圏で、地上波のUHF帯を使用して開始されたデジタル放送。映像、音声、データ、制御信号などの信号を「0」と「1」に数値化して扱い、信号処理により大幅に情報量を圧縮する。これにより、1チャンネル分の帯域で多チャンネル放送が可能となる。また、反射波等の妨害に強く、電波障害のおよぶ範囲がアナログ波と比較し縮小される。なお、受信可能エリアは順次拡大しており、2011年7月に現在のアナログ放送から地上デジタル放送への完全移行が予定されている。

どうせん 動線

建物の内外で人や物が移動する経路を示す線のことをいう。

等価騒音レベル（L_{Aeq}）

一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定常騒音に置き換えたときの騒音レベルのことで、環境基準の評価には等価騒音レベルが用いられている。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、政令で定めるもの及び「名古屋市環境保全条例」に基づくもので、騒音についてはびょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業など13種類、振動については鋼球破壊、くい打ち機・くい抜き機を使用する作業など4種類の作業がある。

(な 行)

日平均値の2%除外値

1年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値のこと。浮遊粒子状物質の1年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

日平均値の年間 98%値

1年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目に該当する日平均値のこと。二酸化窒素の1年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

（は 行）

発生集中交通量

1つの移動（トリップ）の出発側と到着側をそれぞれ「トリップエンド」といい、トリップエンドを集計したものを「発生集中交通量」という。

反射障害

地上デジタル放送の場合、高層ビルや壁面面積の大きな建造物からの反射波が受信アンテナに入り、反射波の到達時間の遅れが大きい時に、正常な受信ができなくなる障害をいう（アナログ波の場合は多重像（ゴースト）障害となる）。なお、地上デジタル放送は、アナログ放送に比べ、大幅に改善されていることから、多くの場合、障害は発生しない。

風 害

ビル風による人的・物的な被害のことをいう。

フォトモンタージュ

主要な眺望点から撮影した写真に、対象事業の完成予想図を合成して景観の変化を予測する方法をフォトモンタージュ法という。景観の予測に一般的に用いられている手法の一つ。

フロン

メタン、エタン等の炭化水素の水素原子の一部、または全部をふつ素原子と塩素原子で置換したクロロフルオロカーボン類の総称。

フロンは無色無臭の気体または液体で、熱的にも化学的にも安定しており、毒性も引火性もないため、冷房、冷蔵、冷凍用の冷媒や、化粧品用エアロゾル剤、高級な溶剤、消化剤、ウレタンフォーム等の発泡剤に用いられている。大気中に放出、蓄積されたフロンは、太陽の紫外線によって分解して塩素原子を生じ、これが地球のオゾン層を破壊する。

（ま 行）

マイクロウェーブ通信回線

電気通信業務、放送の業務等の用に供する目的で、890MHz以上の周波数の電波による特定の固定地間の重要無線通信をいう。

(や 行)

有限要素法

コンピュータを用いた数値解析手法の一つで、解析対象を要素と呼ばれる小領域の集合体に見立てて、要素単位の状態量（力、変位、流量、水位など）の変化を解く方法をいう。

用途地域

用途地域とは一定の範囲の地域を定め、その地域内には一定用途以外の建築物を規制し、適正な土地利用を図り、市街地の健全な発展と環境保全を目的として、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく一連の手続きに従って定めるものである。

都市計画として定める地域は、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域など 12 種類の地域区分がある。

(ら 行)

ライフサイクル CO₂

現況施設の解体及び新建築物の建設、並びに新建築物の事業活動中に排出される二酸化炭素をいう。

リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減少を図るために、廃棄物を資源として再利用することをいう。

路面平坦性

路面の平坦さを表す言葉で、高速道路以外の道路については、3 m プロフィルメータによる路面凹凸の標準偏差で定義される。道路の補修基準値に適用され、一般に路面平坦性は舗装完成後が最も良く、累計通過交通量の増加とともに暫時劣化していく。

本書に使用した地図は、名古屋市長の承認を得て、同市作成の 1/2,500 名古屋都市計画基本図および 1/25,000 名古屋都市計画区域図（東部）、（西部）を使用して作成したものである。 承認番号 平成 20 年度 第 22-7 号

本書は、再生紙を使用している。